



関 係 各 位

富山労働局長



改正最低賃金額の周知・広報について（依頼）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、富山県の区域に設定している**特定（産業別）最低賃金**を下記のとおり改正する旨決定しました。これらの最低賃金は、年内に順次発効することとなります。

最低賃金は、労働条件の改善や事業の公正競争確保に資すること等を目的とする重要なものであるため、関係労使はもとより、広く国民に周知を図る必要があります。

つきましては、貴機関・団体におかれましても、先に改正された富山県（地域別）最低賃金と併せ、**同封のリーフレット「富山県の最低賃金」の掲示・備付け 並びに 広報・機関誌（紙）及びHPへの記事掲載**（別添の記事掲載例を御参照ください。）等により、改正最低賃金額の周知・広報に御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、リーフレット「富山県の最低賃金」は、富山労働局HPからダウンロードすることができますので、必要に応じて御活用ください。

記

最低賃金の件名	時間額	効力発生日
富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金	現行 912 円→ 934 円 (+22 円)	令和 3.12.24(金)
富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	現行 851 円→ 879 円 (+28 円)	令和 3.12.24(金)
富山県百貨店、総合スーパー最低賃金	現行 865 円→ 890 円 (+25 円)	令和 3.12.26(日)

【参 考】 富山県(地域別)最低賃金 時間額 **877 円**(令和 3.10.1 発効)

◆ 最低賃金に関する詳細につきましては、こちらをご確認ください。

富山労働局ウェブサイト（最低賃金・最低工賃）



<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/>

最低賃金特設サイト（厚労省）



<https://pc.saiteichingin.info/>

☛ 最低賃金に関するお問合せは、富山労働局賃金室（☎076-432-2735）又は県内の各労働基準監督署へ

【記事掲載例】

特定（産業別）最低賃金が改定されました

令和3年度に改定された最低賃金は次のとおりです。

最低賃金の件名		時間額	発効日
富山県最低賃金（地域別最低賃金）		改定前 849円 → 877円 (+28円)	令和3.10.1
特定 （産業別） 最低賃金	富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されない はん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、 機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業 最低賃金	改定前 912円 → 934円 (+22円)	令和3.12.24
	富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機 械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	改定前 851円 → 879円 (+28円)	令和3.12.24
	富山県百貨店、総合スーパー 最低賃金	改定前 865円 → 890円 (+25円)	令和3.12.26

最低賃金に関するお問合せは、富山労働局賃金室（☎ 076 - 432-2735）又は富山県内の各労働基準監督署へ

富 山 県 の 最 低 賃 金

地域別最低賃金

年齢や雇用形態等にかかわらず、富山県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

富山県最低賃金

時間額 877円

(発効年月日:令和3年10月1日)

特定(産業別)最低賃金

富山県内の特定産業(下記「適用産業」参照)の事業場で働く基幹的労働者^(※)に適用されます。
 ※ 基幹的労働者とは、下記の「適用除外」に該当する者以外の労働者をいいます。

件名	時間額 (発効年月日)	適用産業	適用除外
富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金	934円 (令和 3.12.24)	(1) 玉軸受・ころ軸受製造業 (2) 他に分類されないはん用機械・装置製造業 (3) トラクタ製造業 (4) 金属工作機械製造業 (5) 機械工具製造業(粉末や金業を除く) (6) ロボット製造業 (7) 自動車・同附属品製造業(自動車製造業(二輪自動車を含む)を除く) (8) (1)~(7)の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (9) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)~(7)の産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次の業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う包装、洗浄、バリ取り、組付け、袋詰め、箱詰め、選別又は検査の業務
富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	879円 (令和 3.12.24)	(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3) 情報通信機械器具製造業(電子計算機・同附属装置製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)~(3)の産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次の業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検査、選別、レットルはり、包装、袋詰め、箱詰め、捺印、塗装、スポット溶接、パーツ挿入及び乾燥の業務
富山県百貨店、総合スーパー最低賃金	890円 (令和 3.12.26)	百貨店、総合スーパー ^(※) 、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。) ※ 衣食住にわたる各種商品を小売りする事業所で、従業者が常時50人以上のもの	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

◆地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の最低賃金が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。したがって、次の特定最低賃金が適用される労働者につきましては、富山県最低賃金(時間額 877円)以上の賃金を支払わなければなりません。

- (1) 富山県アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業 最低賃金(時間額 781円)
- (2) 富山県自動車(新車)小売業 最低賃金(時間額 769円)

「働き方改革推進支援センター富山」(富山労働局委託事業)では、働き方改革に取り組む事業主の皆さんの支援を行っています。賃金引上げに向けた生産性向上に関する『業務改善助成金』の相談なども無料で行っていますので、是非ともご利用ください。

◆働き方改革推進支援センター富山

富山市赤江町1-7 富山県中小企業研修センター4階
 電話:0800-200-0836 メールアドレス:hk16@mb.langate.co.jp

富山労働局ウェブサイト(最低賃金・最低工賃)
<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/>



最低賃金特設サイト(厚労省)
<https://pc.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問合せは、富山労働局賃金室(☎076-432-2735)又は富山県内の各労働基準監督署へ